

- 1 会議名 議会運営委員会
2 日時 平成27年6月22日（火）
開会 午後1時30分
閉会 午後1時44分
3 場所 正・副議長応接室
4 出席議員 （委員長）梅村 均、（副委員長）木村冬樹
櫻井伸賢、相原俊一、堀 巖
宮川 隆議長、黒川 武副議長

5 欠席議員 なし

6 説明員 議会事務局長、行政課長、議会事務局主査

7 委員長あいさつ

8 議長あいさつ

9 協議事項

（1）陳情の送付について

厚生・文教常任委員会への送付することとなったが、陳情書の取扱いについて全国市議会議長会へ照会したこと並びに本市議会での陳情の取扱いに問題がないことを確認の上、委員長が報告した。

委員長：陳情等文書表のとおり、陳情の3項目を厚生・文教常任委員会へ送付する。（了承）

今後も同様のケースが考えられるが、内容を見ながら対応したい。

委員：請願や陳情を事務局で受け付けたとき、複数の委員会に該当するかどうか確認の上、正副議長へ伝わるようにしてほしい。

（2）その他

一般質問時における議員から提出された資料提供について

議長：議員が一般質問において、資料を用意する場合、暫定的に政務活動費で会派对応とすることとなった。今後、議会運営委員会委員長のもとで予算化を含めて詰めてほしい。

委員長：会派内で協議した結果を報告してほしい。

委員：市民への情報提供について、正副議長で精査した上で、議会費での対応を検討すべきである意見があった。

委員：政務活動費で行うことが望ましい意見となった。

委員：政務活動費でよしとすると、個々の議員名を載せてもよいということになることで、選挙運動となり多数の傍聴者に配布することで疑義が生ずるために議会として取り組む意見があった。

委員：議会費で行う場合、ルール作りが必要になると思う。

委員：正副議長において、きちんと精査して判断がつかない場合、議会運営委員会など何かの形で諮るべきでないか。

議長：正副議長で精査する必要があるが、提供する資料が議会の活動を皆さんに理解していただく一つの手段として捉えるのか、今回のように個人の意見の発表場所として捉えるかによって開きがあるように思える。基本となるルールは、議会運営委員会で決めていただければありがたいと、その上に立って正副議長のもとで精査することになると思う。

委員：一般質問とは何か重要であり、パフォーマンスでなく市政を前に進めるためのものであり、考え方を統一した方がよいと思う。

副議長：一般質問は個々の議員が行うべきものである。論理展開で資料を活用する。議員の都合のよい資料が出されることも考えられる。どこで線引きするか難しい。会派によって考え方があり検討をしていくことが必要である。今回のケースは明日の一般質問なので暫定的なものにしてはどうか。

委員：コピーについて、議会費で設定することができるか。

行政課長：コピー代の支払いは一括であります。個別でカードを作成して処理することは可能であります。

委員長：今後決めていきたい。

事務局：今回の一般質問で用意する資料の部数は、傍聴者用、会派ごとに1部、当局用1部を委員会終了後に用意します。

10 その他

9月定例会会期（案）について

委員長：先日配布した会期（案）について、意見をお願いしたい。

委員：議案精読日が1日、決算証書類審査が2日と示されている。これまで、議案精読日が2日、決算証書類審査が3日であった。今回は異例の措置として認めても、前例とならないよう会派内で強く言われた。できる限り原則に沿った形で日程が確保できたら実施してほしい。